

## 第137回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和8年4月10日（金）10:02～12:13

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

小西 葉子、清水 千弘、松下 東子

【専門委員】

川崎 玉恵、小針 美和

【審議協力者】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：道菅課長ほか

【事務局（総務省）】

阿南大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：川原統計審査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、ただ今から第137回産業統計部会を開催いたします。

皆様、お忙しい中、また、強風の中、御参集いただきましてありがとうございます。

昨年10月に統計委員会委員などの任命替えが行われましたが、それに伴いまして、産業統計部会の部会長を務めることになりました。どうぞよろしく願いいたします。

私は前にも統計委員会に所属しておりまして、その際にも産業統計部会に所属して部会長なども務めておりました。ただ5年以上のブランクもございますので、何とか務めを果たせるように努力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本部会では、去る3月26日、第227回統計委員会で諮問を受けまして、今後、農業経営統計調査、俗に農経調と呼ばれている調査ですけれども、それから、経済産業省生産動態統計調査、いわゆる生動、そして、経済産業省特定業種石油等消費統計調査、俗称で石消というふうに言っていますけれども、この3つの調査について、並行して審議していただきます。

私自身も、3つの諮問案件を同時に審議するというのは初めての経験になりますけれど

も、特に御参加いただく皆様方には、大変な御負担をおかけいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、そのうち農経調の第1回ということになりますけれども、これまでどおりこちらの会場、対面型の会場とウェブで御参加いただく方々との併用で会議を進めてまいります。ウェブで御参加いただく場合には、ネットワーク等の条件で、途中音声聞きづらいなど不具合が生じる場合もあるかと思ひますけれども、その際は、是非御遠慮なく、こちらにお知らせいただければと思ひます。

先ほど、統計委員会の任命替えがあったと申しましたけれども、本部会の構成員については、参考1として名簿をお配りしておりますので、御参照ください。以前から、この部会に構成員として参加していただいていた、會田委員、二村委員、それから、小西臨時委員、そして清水臨時委員につきましては、引き続き御協力のほどよろしくお願ひいたします。

また、今回から新たに、松下臨時委員、川崎専門委員が経常的に参加されることとなりました。では、今回初めて御参加となる方々から、順に御挨拶をお願ひできればと思ひます。

まず、松下臨時委員よろしくお願ひいたします。

**○松下臨時委員** 松下でございます。地域みらいブレインリンクという、地域創生をする会社に、野村総合研究所とJR東日本が作ったジョイントベンチャーですけれども、そちらに野村総合研究所から参加させていただいております。

野村総合研究所時代には、マーケティングということで、各種、公的統計を扱わせていただきました。あと特に、今回の農業経営統計調査のようなところもそうですけれども、今は地域の皆様と一緒に地域創生の活動をしておりまして、昨日も正に千葉の農家さんのところとか、おととも仙台の農家さんのところに行つてまいりまして、本当に自分事として捉えながらデータのお話を、双方の経験から見させていただければと思つております。引き続きよろしくお願ひいたします。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。

次に、川崎専門委員、よろしくお願ひいたします。

**○川崎専門委員** 御紹介ありがとうございます。青山学院大学経済学部の川崎でございます。

私は、経済学部の所属ではあるのですが、理学部の応用数学出身で、専門は数理統計学と多変量解析、中でも欠測値であったりとか、外れ値や正規性とかそういった理論的なところが専門です。4年ほど前の国土交通省の事案から公的統計にも関わらせていただくようになり、今回このような御縁がございまして、御一緒させていただきます。少しでもお力になればと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。

さらに、本調査の審議におきましては、農業全般に関する知見が必要ということから、農林中金総合研究所の小針主席研究員にも、専門委員として御参加いただいております。小針専門委員は、実は、私は以前の部会でも御一緒したことがあるのですけれども、以前か

ら農経調や作物統計調査の部会審議に都度、御参加いただいております、今回も是非、御協力していただきたいということで、特別に参加していただくことになりました。

それでは、小針専門委員からも御挨拶をいただければと思います。

**○小針専門委員** 農林中金総合研究所の小針と申します。よろしく申し上げます。

私は、今、西郷部会長からありましたけども、初めにこの統計調査に関わったのが2011年からで、15年ほど継続して関わらせていただいております。今回もよろしくお願いいたします。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それから本日は、委員改選後最初の部会開催となりますので、統計委員会令の定めに基づきまして、部会長代理を指名させていただきます。部会長代理には、私の方から二村委員にお願いしたいと考えておりますが、二村委員、いかがでしょうか。

**○二村委員** 二村でございます。御指名をいただきましたので、謹んでお引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。

それでは、審議の方に入りますまいりますが、その前に審議の進め方等について、3点ほど私の方から最初に申し上げます。

3点ございまして、審議の進め方、それからスケジュール、そして、本日の審議に関してですけれども、まず1点目は、審議の進め方ですけれども、これはほかの部会でもそうだと思いますけれども、資料2の審査メモを事務局の方で事前に御用意いただいておりますので、その審査メモに沿って、事務局から審査状況と議論すべき論点を説明してもらった後に、資料3に基づきまして調査実施者である農林水産省から論点に対する回答を披露していただいて、それに基づいて、質疑応答という形で進めていきたいと考えています。審議の過程で説明されている資料や議論になっている資料については、随時、事務局の方で画面に表示していただきます。

2点目ですけれども、スケジュールに関してです。参考2の資料にもありますとおり、この部会は、一応3回で審議するという事になっているのですけれども、先ほど申しましたように、3つの諮問案件が並行して審議されているということもございまして、一応のスケジュールとして、できれば、今日中に議論すべき主要な議論というのを尽くさせていただいて、2回目の部会で一通りの審議を終えて、答申案のおおよその方向性について御了解が得られるようであれば、3回目の部会に関しては、例えば、書面で答申案を確認するというような形で、できるだけ効率的に議論をし、もちろん発言を控えていただきたいということを申し上げているわけではなくて、できるだけ効率的に審議をして、皆様の御負担を少なくしようと考えておりますので、そのようにしていただければと思います。

最後に3点目です。本日は12時までの予定で皆さんに御案内しております。先ほど言いましたように、できるだけ今日は議論すべき点というのを、主要な議論というのは済ませておきたいということもありますので、予定の時間、12時を若干過ぎるというような可能性もございまして、そのような場合には、あらかじめ予定されていたことがありました

ら退席していただいて構いませんので、是非、そのようにお考えいただければと思います。

また、事務局からも1点、連絡事項があるということですので、よろしく願いいたします。

**○徳田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付主査** 事務局でございます。本日配布している資料のうち、資料1－2の諮問の正式資料について、一言申し上げたいと思います。

今回審議していただく農業経営統計調査の生産費調査につきましては、農畜産物ごとに計16種類の調査票を用いて行われていたのですが、今回はレイアウトの一新と、全ての調査票についてレイアウトの全面見直しが行われます。そして、変更後の調査票は1種類につき40ページを超えるものが多数含まれます。

農林水産省から総務省に提出された申請書類では、これら全ての調査票及び、新旧対照表が含まれていることから、申請書類を一式そろえますと、前例のないことではございますけれども、1,600ページを超えるという膨大なページ数でございます。

一方で、変更内容は各調査票において共通する部分も多く、米・小麦・牛乳の3種類の調査票を使えば、調査票や調査事項の変更が実質的に網羅できます。

そこで、限られた時間の中で効率的かつ効果的に御審議をいただく観点から、資料1－2につきましては、今、申し上げた3種類の調査票に関する部分に絞って配布しております。それでも300ページを超えるものになっておりますが、何とぞ御容赦いただければと思っております。

なお、1,600ページを超える申請書類の全体版につきましては、本件を諮問した際の統計委員会のホームページに掲載しております。

事務局からは、以上でございます。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。資料1、諮問の概要につきましては、先月の統計委員会の場でも説明がございましたので、時間の節約のために、この場での説明の繰り返しは割愛させていただきます。

なお、本件が諮問された統計委員会において、出席委員から御発言がございましたので、これについて、事務局の方から御紹介をいただきます。

**○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 事務局でございます。正式な議事録は現在作成中でございますので、部会の審議に資するために便宜整理したものではありませんが、御報告をさせていただきます。

1点目でございますけれども、福田委員から、調査票の改善は方向性として賛同するが、オンライン回答の推進を目標としているので、オンライン回答を進める工夫が必要ではないかという御意見を頂戴しております。

農林水産省の回答をここに書いてないので、簡単に御報告いたしますと、本調査は、なかなか報告者の方の難度が高いということもあって、聞き取りをしながら調査を実施していることから、なかなかオンライン回答というのが、現在は実績としてはないということのようでございます。その上で、調査票の改善を今回実施しているということではありま

すが、オンライン回答はハードルが高いということをお答えいただいている状況でございます。

2点目が、後藤委員でございますけれども、調査事項の必要性、非常に調査項目が多岐にわたりますので、その必要性をどう判断しているのかということと、あと、報告者が自ら記入するのがなかなか難しいということですが、非常に内容が細かいので、政策利用上の必要性について委員会が直接言及することは避けるべきということではありつつも、報告者負担への配慮というのが必要ではないかということで、活用が乏しい部分は削除した方がよいのではないかと御意見をいただいております。

それに対する農林水産省からの御回答としては、交付金算定などに使用されているということもあり、これまで、この調査をずっと継続的に実施しておりますので、現行は、このような調査事項になっているという事情を御説明いただいた上で、今回は調査項目の見直しなどもされているということではあります、必要性に応じて検討されているということ、委員会の場では御回答いただいているものと承知をしております。

事務局からの紹介は、以上でございます。

**○西郷部会長** ありがとうございます。委員会で示された御意見につきましては、今後の審議の中で考慮してまいりたいと思います。

それでは、個別事項の審議に入ります。本日、御議論いただく内容は大きく分けると2つございまして、1つが、報告者の選定の方法ないしは数の変更という点と、もう1つが、調査票・調査事項の変更という点がございます。

まずは、報告者の選定に関する変更について、審議をしてみたいと思います。この中が、また2つに分かれておりまして、まずは報告者数の変更です。それから、報告者の選定手順の見直しと2つ項目がございまして、それぞれ順番に審議してまいります。

それでは、まず、審査メモの2ページ、(1)母集団情報の更新及び目標精度の見直し等による報告者数の変更について、事務局から審査メモに基づきまして説明をお願いいたします。

**○松本総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付調査官** 事務局でございます。それでは、資料の方を御覧ください。まず、報告者数の変更でございます。

こちらに係る審査状況でございますけれども、生産費調査は、直近の農林業センサスから得られる情報を母集団とし、そこから選定した報告者に対して、原則として5年間継続して回答を求めています。

現在は、2020年農林業センサスを母集団として選定された報告者に対して、令和4年から8年調査まで継続して回答いただいているということで、審査メモの方では、この5年間の調査を一連のものとして捉えまして、基準となるセンサスの年次を用いた体系というように整理してございます。この場合ですと、2020年農林業センサス体系ということで、資料の方には記載してございます。

続きまして、今のところでございますけれども、生産費調査の報告者の選定でございますが、基本的な手順はこちらに記載のとおり、まず、品目ごとに目標精度を定め、それを達成するために必要な報告者数を算出すると。その上で、規模階層別、農業地域別に配分し

て無作為抽出を行うという流れになってございます。

なお、目標精度の指標には、こちらの注にございますとおり、資本利子・地代全額算入生産費の標準誤差を用いています。これは、農産物の生産にかかった正味の費用に、自己資本利子と自作地地代を全額加えた生産費ということでございます。

続きまして、ウの方でございますけども、本件申請では、母集団情報を最新の2025年農林業センサスに更新するとともに、一部の品目の目標精度を見直すことで、図表1のとおり、報告者数を削減する計画でございます。

品目別の詳細については、こちらの別添1の方を御覧いただきたいと思います。少し画面だと見づらいかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

こちらの別添1ですけども、下の方の注1にございますとおり、目標精度を変更した品目、これは黄色の塗り潰しとしてございます。黄色以外のところは、目標精度は変わっていないということでございます。これを見ながら、この報告者の変動について、3点御説明いたします。

1点目ですが、目標精度は変わらないにもかかわらず、報告者数が大きく変動しているものがあるということで、例えば米です。上の方の、個別経営体の方の米ですけども、こちらは、98減少となっていて、同じく米で、下の方で組織法人経営体の方、こちらの米も78減っていると。それから、少し上の方に行って牛乳のところになりますけど、こちら52減っているということでございます。

それから2点目として、目標精度が上がる場合、普通は報告者数が増えると考えられます。今回は、なたねの目標精度が上がっております。真ん中辺りのところですが、ただ、目標精度は上がっているのですけども、報告者数としては、現行のものよりも9減少となっております。

3点目として、逆に目標精度が下がる場合。普通は、報告者数が減ると考えられますけども、実際に真ん中に原料用かんしょ、それから、下の方の組織法人経営体での小麦、大豆。こちらの報告者数は減少しているのですけども、上下して恐縮ですが、上の方に行って、はだか麦、こちらの報告者数は変わらず、それから、六条大麦については、現行計画よりも11増加となっているということでございます。このように報告者数の変動は、品目ごとに複雑になっているということでございます。

審査メモの本文に戻っていただきまして、オのところになります。今回、予定されている変更についてですが、母集団情報の更新については、最新の情報を用いて統計を作成するというもので適当と考えております。

報告者数の見直しについては、かなり負担の大きな調査であり、また、母集団自体が縮小傾向にあることから、調査への協力依頼の困難さ、これが増しているという状況については理解します。しかしながら今回の変更を見ますと、目標精度が変わっていない中で報告者数が縮小しているものが多いというところで、理解しづらい部分もあるということで、今回の報告者数の設定の考え方を確認するため、こちらの枠囲みに記載のとおり、大きく2つの論点を立てております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対しまして、調査する側、調査実施者の方から、御説明をよろしく願いいたします。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省統計部経営・構造統計課長の道菅と申します。本日は、よろしく願いいたします。

ただ今の論点につきまして、資料3の御説明をさせていただきます。

まず、報告者数の見直しに係ります基本的な考え方についてございますが、本調査、その対象となります各品目の報告者数は、まず、1つに、当省が設定する目標精度。それから、直近3年間の調査結果におけるばらつき。具体的な標準偏差でございますが、これらによって機械的に決まるところでございます。

このうち、当省によります目標精度の設定につきましては、まず1つに、交付金算定、それから分析、このような利活用上の必要な品質を確保するという観点。これは、サンプルサイズが大きい方が、品質が良くなるというところになるわけですが、もう一つの観点として、母集団の縮小が進む中で報告者の確保も含め適切に調査を実施すること。これは、すなわち逆にサンプルサイズが大きくなると、そもそも報告者の確保が難しくなっていて、適切に調査が実施できなくなるおそれが出てくるのではないかと、そういったこれらの観点を考慮し、そのバランスの中で決定をしているものでございます。

その上で、個別の論点のまず1つ目、目標精度に変更がない中、報告者数が変動している品目について。これらにつきましては、以下の表にございまして理由をそれぞれ整理してございます。

まず1つ目、米（個別経営体）、それから小麦（個別経営体）等々がございまして、これらにつきましては、直近3年間のばらつきが小さかったということで、報告者数が減少したところでございます。なお、この中で米につきましては、政策的なニーズも踏まえまして、今回は目標精度とは別に、より細かく規模階層別の精度の基準を新たに設定はしているところでございますが、それをもっても結果として、報告者数は減少しているところでございます。

それから次に、そば、原料用ばれいしょ、交雑種肥育牛、こちらでございましてけれども、こちらは逆に直近3年間のばらつきが大きかったということで、報告者数が増加をしているものでございます。

さらに、大豆の個別経営体、それからその他の残りの畜産物でございまして、これらにつきましては、母集団が小さくなってきているという中で標本抽出率、これは母集団の大きさと報告者数の比率でございまして、この標本抽出率の上昇等によりまして、報告者選定の困難化を避けると。このために規模階層、あるいは地域別に設定しております、その精度の基準を引き下げる、このようなことを行うことによりまして、報告者数が減少したものでございます。

次に、2つ目の目標精度が上がっている中、そういった中であっても報告者数が減少している品目についてでございますが、これはなたねが該当しておるのですけれども、なたねは、直近3年間のばらつきが小さかったことがあって、仮に従前の目標精度を維持した場合には、報告者数が著しく小さくなり過ぎてしまうと。これを試算しますと、従前は

45のところ、27に減少するということになりますので、その場合は、やはり利用者の調査結果への信頼性に疑義が生じかねないというふうに判断いたしまして、今回、目標精度を引き上げることによりまして、報告者数の減少幅を抑制し、結果、報告者数を45から36への減少にとどめることにしたということでございます。

最後に、目標精度が下がっている中で報告者数が拡大をしている品目についてでございますが、こちらの六条大麦が該当しておるのですけれども、直近3か年のばらつきが大きかったこと。そこで、仮に従前の目標精度を維持した場合に報告者数が大きく増加をし、結果、報告者の選定の困難化が懸念されるということで、今回、目標精度を引き上げることによりまして、報告者数の増加の幅を抑制し、結果、報告者数は47から58への増加にとどめることとしたという、このようなことでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に関しまして、質疑応答に入りたいと思いますけれども、何か御質問等ございますか。フロアからでも、ウェブからでも、いずれでも。

それでは、清水臨時委員、よろしくお願いたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。今の御説明で納得するところはありませんでしたが、もちろん機械的に行っていらっしゃるということなので、分散が小さくなってくれば、一定の精度を担保すればサンプルサイズを小さくしてもいいというところは、すごく納得のいくところでした。

1点、少し1つ、私はこの統計に詳しくないので、お教えいただきたいのですけれども、5年間こういう方針で決めますということで、農業センサスの中から標本を選んできて調査をしていらっしゃいましたと。

今回は、過去3年間の調査結果を見て、その標本から計算されたばらつきの中から、今回の調査標本を決定されているということなのですが、これは毎年これを変えていращやるのか。一度決めて5年間はその標本をずっとパネル的に見ているということではなくて、というような気がしていたのですけれども、毎年数を変えて、アンバランスドパネルみたいな形になって作られている統計なのかどうかというのが、少し気になったというところなのですが、これは毎年度に変えていращやるものでしょうか。

○西郷部会長 すみません。私も同じところを少し疑問というか、質問しようと思っていたので、今の清水臨時委員の質問にかぶせるような形で同じ点を伺いたいと思います。

今、清水臨時委員が御指摘になったように、ルートN分のシグマというべきか、N分のシグマ2乗というべきか。サンプルサイズの大小だけではなくて、もともとの母集団における分散ないしは、その推定値の大小によっても、必要とされるサンプルサイズというのは変わってくると。

例えば、目標精度を上げたにもかかわらずサンプルサイズが逆に減るというようなことは、おそらくシグマ2乗とかそっちの分散の変化ということが、最終的にそのような帰結になっていると思うのですけれども、問題は、シグマ2乗の推定というのは、どれぐらい安定的だろうかということだと思います。

清水臨時委員の御懸念は、直近3年間ぐらいでそれをばかばか変えるということになると、毎回毎回サンプルサイズが大きく変動するというようになって、かえって実務上も、あるいは理論上もあまり、もう少し賢明なやり方というのがあり得るのではなからうかということ、御質問なされたのだと思います。

要は、直近3年間の分散の推定値だけを頼りにしてサンプルサイズを決めるというやり方が、本当に安定的な結果をもたらすのかどうかということ、過去の経験とかそのようなどころから教えていただけないかというのが、多分、清水臨時委員の聞きたいことだったと思いますけど、そのような形でよろしいでしょうか。

○清水臨時委員 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○西郷部会長 それでは、何か御回答をよろしく願いいたします。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 すみません。もし少し御質問の趣旨を正確に私が認識できてなければ、少しまた改めてとなるのかもしれませんが、まず、この標本設計自体は5年に1回行うこととなります。毎年毎年行うものではなくて、5年ごとに公表されます農林業センサスの結果をベースにしながら、かつ、その調査の直近3年の結果、そこでのバランスばらつきも見ながら、5年に1回標本設計を行うこととなります。

その際には目標精度、それから直近3年のばらつきによって、まず、全体としてどれほどのサンプルサイズが必要かということ、まずピン留めをし、あとは地域別、規模別、その母集団の構造に照らして標本を配置していくという形で行っておりますので、そういった全体の数、さらに階層ごとの配分、これはもう一定で5年間に行っております。

あとは、調査実務の中では、そういった形で標本を標本として選定された方々は、どうしても途中で、毎年毎年脱落をされる。例えば、経営をやめる方もいらっしゃいますので、そういった方が生じた場合には、そういった方の代わりとなる方、同じような経営をされている方を探してきて、代わりに補充するという形で行っておりますし、そういった形での客体の入れ替わりということ、ございますが、基本的な建付けとして、標本というのはそういった形で行っているところでございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。清水臨時委員、今の御説明でいかがですか。

○清水臨時委員 理解しました。きっと、先ほどの規模と地域で層を分けて、その中の分散が一番小さくなるように設計されていかれるということですから、母集団の裏側のところの数が小さくなってくると、少し動くだけでも大きく誤差が出てしまうので、それで、先ほどは50幾つかの製品のところの入替えが大きかったということも理解ができましたので、大丈夫です。ありがとうございました。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、川原審査官。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今回の御説明で、皆さんに御理解いただいているのかもしれませんが、念のための確認ですけれども、この調査は先ほど説明したとおり、令和4年から8年まで報告者を固定されているということなのですけれども、今回、報告者数を変更した上で実施する調査というのは、令和9年以降の新しい部分

だと理解すればよろしいでしょうかというのが1点と、あと、直近3年の結果というコメントをいただいているのですが、これは生産費調査、この調査の3年分の結果から作っているのでしょうかという、すみません、少し若干素人的な質問で恐縮なのですが、念のための確認でございます。

○西郷部会長 よろしく願いいたします。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 まず1点目、御指摘のとおり、今回見直した標本設計、それに基づく調査は令和9年調査ということになりますので、現行の体系で行っているのが、直近だと今は令和6年のところまで行っていますので、令和7年調査、8年調査をやったその次の調査から切り替わるということになります。

それから、もう一つは何でしたっけ。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 直近3年の元データが何かなどという。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 標本設計の際に用います過去の直近3年のばらつきにつきましては、正にこの調査で、その対象品目の調査、そこでの調査結果のばらつきに着目して行っているものでございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、別の質問の方に移りたいと思いますけれども、今の観点とは少し別の質問がございましたら、よろしく願いいたします。それでは、小針専門委員、よろしく願いいたします。

○小針専門委員 御説明ありがとうございます。念のための確認ですけれども、これは、多分この5年、10年の間と非常に農業構造が大きく変化して、母集団自体は、すごく大きく変化していく10年だと思います。

今回はこれでいいと思うのですけれども、やはりその変化が大きい中で、これは次の宿題になると思うのですけれども、どのようにしていくのかというのは、検討する必要があると思うというのが、意見として1点です。

そのときに、多分それぞれの品目によって、かなりその変動の仕方みたいなものも変わってきて、どうしても細かい品目に分かれるので、その点も踏まえて検討が必要になってくるかなと思います。

以上です。コメントです。

○西郷部会長 それでは、今、何か御回答になるところはありますか。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 ありがとうございます。従前、5年ごとに見直しをしてということで行ってきたわけですが、今後ということを考えてときに、基本的には、今現時点においては、1つの目安としては従前どおり5年ごとということは、我々の想定としては置いているところでございますが、正に確かに御指摘がございましたとおり、農業構造、特にそれは、そもそも経営者の方が減っていくということもあれば、規模感で一部のウエイトが大きいところが移動していくとか、そういったことも、今後ますます進んでいくと思います。

また、それは、品目によってもかなり状況が違ふと思いますので、今後とも、やはりそ

ういった状況もよく見ながら、毎年毎年よく考えていくということだと思います。確かにそれは、1つの考え方として重要だと思う一方で、もし仮にそれを、本当に小刻みに標本設計をし直して、そうすると標本の選定も改めて行って、入れ替えてということになると、当然それは私どもの調査実務という面においても、それから、御協力をお願いする報告者との関係においても負担を伴う話ではございますので、そういったことも、当然考慮しながらということにはなるのですが、小針専門委員からの御指摘の点は、しっかりと踏まえながら考えていきたいと思っております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。ほかにございますか。

川崎専門委員、よろしくお願いたします。

○川崎専門委員 どうもありがとうございます。

私も少しよく分かっていないところが多く恐縮なのですが、教えてください。資料2の上の方、生産費調査に係る2ページの審査状況イの、生産費調査に係る報告者の選定方法に関する手順がここには書かれており、①では全国ベースの目標精度を定め、その次は地域に関して書かれているかと思っております。これに対して先ほど御説明がありました、資料3に関する御回答の変動要因の箇所を拝見しますと、規模階層の精度や、地域別の精度が書かれており、ここまでの全体的な目標精度という言葉自体は、おそらく全国ベースを指しているのかとは思っておりますが、それ以外に地域別の精度と、規模別の階層での精度の話が入り組んでいるように見受けられます。

あとは、直前の小針専門委員からの御発言にも重複しますが、全国ベースの精度以外に、例えば地域規模に関してそれぞれ個別に、ここの地域の精度は維持するとか、逆にここの地域の精度は緩和するとか、何かそういった議論というのは既にされているのでしょうか。教えていただけますと幸いです。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。制約条件のかけ方の問題だと思うのですが、全国だけではなくて、ほかの層とか細かい層に関しても目標精度が定められて、それらが全部満たされるように標本の大きさが定まっているのかしらというのが、多分、御質問の内容だと思います。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 我々がこうした標本設計を行うに当たりましては、品目ごとに目標精度を設定する。加えて、それぞれの品目ごとの事情に応じて、物によっては、更に規模階層ごとの精度の基準というものを設けるというようなことを、品目、品目の事情によって使い分けているというのが実態でございます。

そういった目標精度にしても、あるいは規模ごとに、さらに精度の設定をするにしても、その根底にあります我々の考え方としましては、まず1つは、データを利活用する、交付金算定等に使う、彼らとしての求める品質を確保するという観点。

もう一つは、我々の調査を実施する側、あるいは報告者の側の負担という観点で、無尽蔵に、当然、客体を確保することもないという、利活用部局のニーズと、調査実施上の負担という観点のバランスの中で決めておまして、今回の標本設計の見直し、目標精度ないしは、あるいは規模階層ごとの精度といったものをどうするかというときには、かなりの時間を省内で、それぞれの品目を担当する部局と議論を重ねまして、当然、

彼らとしては少しでも品質が高い方がいい、いろいろな精度の基準もあった方がいいということになるわけですが、一方で我々としても、そういった規模に最大限お応えしつつ、調査実施上の負担も抑えていかなきゃいけないというところでの調整をし、そのバランスの中で、お示しさせていただいたような形で、品目によって目標精度だったり、あるいは物によっては、規模別の精度というものを設けたりということを行っているという、このようなことでございます。お答えになっているのか、少しすみません、あれですがそのように考えております。

○西郷部会長 川崎専門委員、どうですか。今の御説明で。

○川崎専門委員 どうもありがとうございます。そうしますと、標本設計の方法で単純に決めているのではなくて、各品目、地域ごとに折り合いを付けながら微調整しているような、そういった御趣旨ですか。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。そのようなことでございます。

○川崎専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。ほかにございますか。

松下臨時委員、よろしく願いいたします。

○松下臨時委員 ありがとうございます。今回が初めてなので、少し素人的な質問をしてしまうかもしれませんが、御容赦くださいませ。

1つ目ですけれども、こちらの、私の理解というところですが、報告者数というのは、目標の精度によって自動的に決まるものだと認識しています。標本調査なので、直近の2025年の農業センサスを母集団として見たときに、今の生産費調査の結果の標準誤差を見る観点では2つあると思います。

これはきちんと使えるぐらいの精度で取れているねというのが、平たく言ってしまえば1つ目で、母集団の縮小等、いろいろな事情によりサンプル確保が難しくなったという事情が起きたときに、①思ったよりも十分に使える精度になった際に報告者数を下げる形で対応される場合と、②例えばなたねなどこれは報告者数を下げて、なおかつ、目標精度自体ももう少し上げてよさそうだねという御判断をされたものと、③逆に六条大麦みたいなものでいうと、これは本当に標本の確保が難しいから、目標精度も下げつつ少し標本も拡大しないとならないというような、3パターンで御対応されているという理解でよろしいでしょうかというのが、1点目です。

2点目は、今のきちんと使える精度で取れたねとか、結構、標本確保が難しかったねという判断が、特に精度の部分ですけれど、今の回答者のものということであると、次回違うサンプルで実施したときに同じ精度が担保できるものでしょうか。何か少し調査の仕方を変えろというような議論も並行してあったと思いますので、違うサンプルで実施したときに、精度が変わってしまうリスクみたいなものはないのでしょうかというのが、2点目です。少し素人じみた質問ですけれども、御回答いただければと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。よろしく願いします。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 目標精度という視点、それから、ばらつきという視点、更には標本確保という意味で、数が少し多過ぎると難しいとかそういった要素の組合せの中で、それぞれの品目を担当する部局としてのこだわりもお聞きしながら決めているというところで、御理解のような形で間違いないかとは思いますが。

○松下臨時委員 ありがとうございます。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 あともう一点、それでは、これで標本設計をしました。実際に今後調査をしていくという中での精度の担保ということでございますが、目標精度を設定し、実際に調査をしたとなれば、当然のことながら、そこでは実績精度はどうかということも、我々としては当然検証するわけです。

その場合、多くのケースにおいて、当然目標精度が上に行ったり下に行ったりがあるのですが、目標精度を下回ってしまう場合にあるのが、やはり気象、天候の影響というところは、まああるかと思っています。すなわち、農産物ですので災害が起きると、そのようなことで、経営体間の収量であったり、投入であったりというのが変動すれば、それがばらつきとして現れるということはまああるわけでございまして、そこにつきましても、調査をしている5年間の間においては、それはもう従前の設計のまま続けるということになるわけですが、それを踏まえて次の設計に反映して、またどうしようかということであるというふうに御理解いただければと思います。

○松下臨時委員 ありがとうございます。それでは、気象がリスクでとか、調査手法は、その精度に影響を及ぼすような変更は、次回の5年に向けてはないということですね。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。そこは基本的に想定をしておりません。

○松下臨時委員 ありがとうございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

小西臨時委員、よろしくお願ひいたします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。何かすごくよく分かったところと、分からなくなっちゃったところがあって質問させていただきたいです。

まず、自分の理解のために、今、言われている直近3年間というのが、具体的には、今回だと何年から何年なのかというのが知りたいなと思ったのが1つ。それは、川原審査官とかの疑問と近いかなと思っています。

あと、小針専門委員と、今の松下臨時委員の御意見と関係している点を質問させていただきます。今、道管課長がおっしゃったことですが、現在の調査設計は、5年間の期間中は大きく変更せず維持するという理解でよいのでしょうかというのが、2点目です。

それだとすると標準偏差で、標準偏差が維持されていたとしても、5年ごとの調査客体の入替えによって、質的な断絶が生じる可能性はないのでしょうか。もしそうした問題が確認された場合でも、5年間は設計を変更しないのでしょうかというのが、3点目です。

4点目が、標準偏差で調査結果を評価するとおっしゃっているのですが、具体的には、全部の調査項目について標準偏差を見ているのか、それとも重要な幾つかがあるのかというのが知りたくて、それは、一番大事なばらつきを見るときに項目というのは何なのかと

いうのを、お聞きしたいと思いました。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。御回答、よろしくお願ひいたします。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 3点の御質問だと思います。

まず1点目、直近3年というのが、どういう期間かということで申し上げますと、今の令和4年体系が始まった令和4年と、令和5年と直近の調査結果であります令和6年、この3年間の標準偏差を見ているということが、まず1つでございます。

それから、途中で調査客体から脱落をするような方もいると。そういった中で、この5年間の途中で標本設計をやり直すということですかね。そういったことの考慮はしないのかということだと思いますが、いろいろな客体の入れ替わりもあり、結果として、またばらつきが大きいという状況になったときには、やはり統計として、5年目の最初の標本設計に設定したサンプルサイズでは、あるいは、その標本配置では、実態を適切に反映できないのではないかと、当然そのような状況になれば、我々も可能性として当然排除をしているものではないということが、お答えになるかと思ひます。

3点目の標準偏差はどこを見ているのか、調査項目ごとに見ているのかということに関して申し上げますと、我々は目標精度を設定するに当たりましては、それぞれの品目の全算入生産費と言っていますが、その単位数量当たりの全算入生産費、例えば、米でいえば60キログラム当たりの生産費、全算入生産費、そこを指標としてばらつきを見て、標本設計をするという考え方に立っております。

以上です。

○西郷部会長 小西臨時委員、よろしいですか、今の御回答で。

○小西臨時委員 全算入生産費は、審査メモのどこかに書いてあるのですか。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 先ほど、総務省の方から御説明のあった審査メモの中で、2ページの真ん中辺りに、イという四角い箱があるかと思うのですが、その下の方に小さい字で。

○小西臨時委員 分かりました。でも大事だと思うのですよね。何かこれが少し分かってないと、すごくたくさん項目を見て、すごい精度をいろいろな角度で確認してくださっていると思ったので、やった確認を書きいただきたいと思います。また、調査客体に大きな変化が生じ、標準偏差にも大きなばらつきが見られた場合に、ほかの項目も用いて確認することができるのかという点も気になりました。さらに、令和4年、5年、6年だけでなく、7年、8年のデータも蓄積されていくと思ひます。先ほど途中で精度確認を行うというお話がありましたが、その際に7年、8年のデータも活用する可能性があるのかなど、説明の際に補足していただけると理解が深まると思ひました。このような点を説明していただけると非常に理解が助かるなと思ひました。ありがとうございます。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それで、少し私が最初に質問、清水臨時委員の質問に重ねるような形で、方法のことについて質問したので、その質問の後の質問の内容が、全部方法、サンプルサイズの決め方

という方法の方に集中している感があるのですけれども、今回は、その報告者数の変更された結果そのものについても審議の対象となっておりますので、この出された数字の方も見ていただいて、これに関して何かコメントがあれば。これは一定の算式に基づいて計算しているものなので、少し文句の付けようがないと言えばそのようなものになるわけですが、少しこれについて、もし御意見があれば伺いたいと思います。

もしないようでしたら、今日はほかの議論もございまして、一旦ここで。

○**松下臨時委員** 理解といたしましては、精度の担保と、実施の難しさというようなところを見据えた上で目標を定めていただいて、その中で、年々実施が困難になっていく中で、報告者数の最低限を担保しようというような形で、少し減らしていただいたというように理解しておりますので、時流に沿った正しい見直し方法かなと思いました。すみません、何か意見ということではないのですけれども、数字に関しては、そのように感じましたというところでございます。

○**西郷部会長** ありがとうございます。

それでは、計算の結果、決定されたサンプルサイズについては、この部会として了承したということにさせていただいて、そのほかいろいろな御意見、サンプルサイズの決め方に関する御意見というのが結構たくさん出たと思います。特に母集団の様子が、だんだんだんだん変わっているときに、私の印象だと、何か分散がだんだん、だんだん小さくなっているような印象を持つのですけれども、それが本当に今後も続いていくようなものなのか、何か構造的な要因というか、理由があってそのようなになっているのか。それともたまたま、最近のところでは分散は小さくなっているようだけでも、物価がどんどん上がっているということもあるので、分散がまた増えるというような方向になるのか。そういったところが、先の見通しが分かるようだと、少し聞いている方も安心して聞いていられるような形のことかなと思いました。

今回の計算の結果、及びサンプルサイズの決め方に関しては、これを部会として承認するけれども、将来的にどのようなやり方で分散を計ったらいいのかとかそのような検討は、日々なさっているとは思いますが、そのようなところを改めて少し見直していただくというようなことを、今後の課題にするのか、あるいは要望にするのかということでもまとめさせていただきたいと思いますが、ほかに何か、私が今、申し上げたこと以外にございますか。川原審査官、どうぞ。

○**川原総務省総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** すみません。論点が2つあって、こっちがまだ終わっていないので、②の方を農林水産省の方に御説明をお願いできればと思います。

○**西郷部会長** ②の方ですね。それでは、よろしく申し上げます。

○**道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 申し訳ありません。②の論点についてでございます。

まず、この調査におきましては、お米、それから小麦、大豆、その3品目につきましては、組織法人経営体、これを対象とした調査を行っております。

その標本設計につきましては、まず前々回の標本設計、これは2015年センサスのとき

の、我々は令和元年体系と呼んでおりますが、そのときの標本設計時に日本再興戦略で、お米の生産コストのK P I、これが設定されたということを踏まえまして、当然、統計委員会にもお諮りをした上で、当時、規模階層別にも精度の基準を設定するというを行いました。

また当時、K P Iの設定はなかった、麦、大豆につきましても、こちらについても米と同様に、比較的小規模な生産者の方々が組織化、法人化を進めて、コストを低減させていくということが求められていた。そういった中で、コスト低減の検証等に資する調査結果を提供できるようにということで、小麦、大豆については目標精度を引き上げて、こうしたことをした結果、報告者数が増加をしたということが、まずございます。

その上で、さらにとしてなのですが、前回の標本設計値、これは令和4年体系ということになります。この際は、今申し上げた目標精度等、これらの見直しは行ってはいないのですけれども、前回のときの目標精度等の見直しによって、報告者数のベースというのが厚くなっていた。そこに加えて、このときの直近3か年の調査結果のばらつきが大きかったということがございまして、報告者数が更に増加をしたということがございました。

他方で、こうした過去2回の標本設計の結果、これら3品目の組織法人経営体の報告者数が大きく増加をしてきたわけですが、一方で組織法人経営体、これは個別経営体と比較をしますと、決算期がばらばらである。そしてまた、確認しなければならない伝票等も非常に多くて、実査の負担がかなり大きいということが生じていたところでございます。

こうした中、今回の標本設計でございまして、令和7年、昨年、閣議決定をされました、食料・農業・農村基本計画におきましては、これら3品目の組織法人の生産コストに関するK P Iは設定がされなかったというところございまして、今回、改めて利活用部局と必要な精度について調整を行った結果、米については、規模階層別の精度の基準を引き下げ、また、小麦、大豆については、目標精度を引き下げるということを行いまして、結果として報告者数が減少したという、そういった経緯でございまして。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。ただ今の御説明に対しまして、質問等がございましたら承ります。ございませんか。

小針専門委員、よろしくお願いたします。

**○小針専門委員** 御説明で背景は理解をしたので、今回の形は、この決め方のところに関して意見があるということではないのですけれども、先ほどの話と同様になりますけれども、おそらくはこの数字の変化、おそらく政策の動向によって、麦、大豆をどう作るかみたいなことも変わっていくというようなことも含めて変動はしていくのだろうという話と、あと、ここで指摘されている決算期が違うので、みたいなことに関しては、これから逆に、今回、個人は青色申告だって決まっているというのは、承知はしているのですけれども、全体として、やはり法人が増えていくという中で、これで難しいという話になってしまうと、今後はどうしていくのかということが出てくるので、少しそこの部分は、法人の数字を見る上でどういう形をとっていくのかというのは、別途検討いただければなと思えます。

以上です。コメントです。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。何か御回答はございますか。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 特に私ども施策の方向性として、やはり法人化を進めていく、法人にしっかりと担っていただく農業構造にしていくということ。そういった中での、私どものこの調査でございますので、当然、今後も標本設計ごとにどこまでのことをやるかということは、もう丁寧に考えていくしかないわけですが、そういった中で、少しでも調査をしていく実査の段階で、いかに効率良くしていくかということ、当然、これは今後もいろいろな工夫ができないか考えていきたいと思っています。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。ほかにございますか。

どうもありがとうございます。法人に関しては、多分ほかの調査や何かでも、そのような決算期のずれとか、そのようなのにどう対応しているのかという話はたくさんあると思いますので、農業経営体の場合に、じかにそのまま応用できるというものではないかもしれませんが、そのようなことも調べていただければと思います。

それでは、報告者数に関する議論は一応これまでといたしまして、その次の報告者の選定手順の見直しについての審議に入りたいと思います。

ではまず、審査メモの方の説明からお願いします。

○松本総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付調査官 事務局でございます。

それでは、資料2の4ページになります。

報告者の選定手順の見直しということでございます。これに関する審査状況でございますが、本調査は、生産費調査と営農類型別経営調査で構成されていると。報告者の選定は、先ほども出てきましたとおり、おおむねこちらの①から④の流れで行われております。

加えて、最終段階でこの⑤として、両調査で同一の属性を有する経営体があれば、いずれかに両調査の報告者を兼ねていただくという手順を置いています。これによって、現時点で兼務報告をしている報告者数というのは、こちらの図表2のとおり、調査全体で約1,100となっております。

こちらの品目別の状況というのが、次のページの図表3になります。

この兼務報告というのは、両調査が、かつて同じ調査方法で行われていたということ踏まえて、事務の効率化の一環として行われてきたものでございます。しかし、令和6年の調査から、この営農類型別経営調査については、民間委託による郵送・オンライン調査が原則というふうになりました。

次のページに移りまして、一方で、兼務報告者については、同じ報告者に対して異なる系統で調査が行くと混乱するというので、混乱を回避する観点から、引き続き職員・調査員により調査が実施されております。ただし、両調査の調査票の配布時期が異なることから、協力依頼等の事務負担ですとか、兼務報告に伴う報告者の負担が継続する状況となっております。

本件申請による兼務報告の選定手順の取りやめは、このような状況を踏まえたものということでございます。仮に兼務報告が減少すれば、営農類型別経営調査、こちらのみの報

告者は民間委託で対応でき、職員・調査員の事務負担軽減と、それから、両方の調査に回答していた報告者の負担軽減に資すると考えられます。

ただし、この兼務報告の手順を取りやめた後も、両調査を兼ねる報告者は生じ得ると聞いております。ただ、これは現時点において、兼務報告がどれだけ減るのかといった具体的な見通しは未定となっております。

ですので、今回予定している、この手順の取りやめについてですけれども、報告者の負担軽減という観点では、おおむね適当と考えております。しかし、兼務報告の変動幅が未定である一方で、兼務報告が減少した分、新たな報告者選定というのが必要となり、事務負担の増加も想定されると。

本調査の報告者選定の難しさを踏まえると、この手順を取りやめても、兼務報告の減少がどれほど実現されるかは不透明な部分が多いことから、今回の変更について、その背景や理由を確認するため、こちらに記載のとおり、3つの論点を立てております。

事務局からの説明は以上です。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。それでは、調査実施者の方から、御回答をお願いいたします。

**○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** ①から③、この論点について御説明申し上げます。

まず1つ目の、これまで兼務報告、その手順を置いていた理由ということでございますが資料3の4ページをご覧くださいと思います。

まず、その手順を置いていた理由でございます。兼務報告者となる方は、その負担が許容できるということを前提とした上でということで、これまで、可能な限り少ない報告者で調査を効率的に実施し、事務負担の軽減を図ると。そのために両調査の報告者を選定した結果、同一の属性を有する経営体があれば、両調査を兼ねる報告者としていたというものでございます。

もう少し具体的なイメージで補足して申し上げますと、営農類型別の経営調査、それから、生産費の調査と2つあって、従前は同じタイミングで標本設計して、標本選定をしてということを行っておりました。その際に、営農類型別の調査の方で無作為抽出をして、例えば、5名の客体がまず候補として上がりましたと。同時に例えば、米の生産費の方で標本選定無作為抽出をして、5名の候補ができましたと。そうなったときにこれまで行っていたことは、それぞれの候補となる5名の方の属性、例えば、営農類型別調査で、水田作経営というカテゴリーで、その中で選んだ人がお米を5ヘクタール作っていると。その他のものも含めて、10ヘクタール作っているという経営を選ばれていたと。

一方で、米の生産費の方の調査で無作為抽出をした中に、同じくお米を5ヘクタール作っていて、全体の経営規模として、10ヘクタールという方がもしいらっしゃれば、属性が同じだということで、その場合には、それぞれの人をそれぞれ選定するのではなく、営農類型別の方で選ばれた人に、その人に米の生産費の方の調査もお願いをすると。そのようなことをやることによって、両調査のトータルとしての客体となる方の数を減らすということを、できる限り行ってきたというのがこれまでの運用でございます。

2つ目でございますが、今後、仮に兼務報告が減少すると、その分、実質的な報告者が増えると見込まれれば、その負担はどうかということでございますが、前提として、まず改めて申し上げますと、営農類型別の調査につきましては、今後は、また秋の統計委員会におきまして次の調査計画を御審議いただくということを考えております。ですので、調査の建付けが変わったことによって標本選定の時期が、従前は生産費の方と同じタイミングだったのですけれども、今後は調査対象期間が終わった後に調査票を配布する。ですので、対象期間の間に選定しておけばいいというように、少し変わったこともありまして、時間差が今後は生じることになります。ですので、この営農類型別の方の調査につきましては、標本設計を今後行っていくと。その結果として、全体の標本がどうなるかというのが見えてくるという、そのようなまず前提がございます。

そういった中で、例えばもし仮に、生産費の方も、それから今後、標本設計する営農類型別の方も、仮に従前と全くサンプルサイズは変わらないという仮定を置いたとする。その中で、兼務の人が今までよりも減るということになれば、一見するとトータルとしての客体数が増えて、事務負担が増加するというふうにも見えるということではあるのだと思うのですが、ここの回答にございますとおり、営農類型別の方の報告者、これは民間委託により実施するということを前提といたしますと、兼務でなくなった単独の客体というものが生じるとしても、職員の事務負担が直接影響を受けることは、基本的にはないのではないのかということになります。

それから、生産費調査につきましては、従来、兼務報告をしていた方が単に単独になるということでございますので、職員の事務負担にも特段の変化はない。このようなことで兼務報告が減った結果として、職員の事務負担に大きな変動があるかということ、そこは心配しなくてもいいというふうに、私どもは考えているところでございます。

最後に3点目の職員の減少、調査員の確保難、そういった中で、この生産費調査においても民間委託の導入ができないかということでございますが、まず、営農類型別の調査につきましては、令和6年の調査から既に自計の郵送の調査を前提として、民間委託を導入しているところでございます。

他方で生産費調査につきましては、経営全体で投入した費用のうち調査対象品目の生産に要した費用、特にそこを切り出すといったような、非常に難度の高い調査でございますので、調査計画上、従前から自計、これを前提としつつも、実際には今後も他計を基本として調査は、やはり実施されざるを得ないと、そのようなことが考えられる状況でございます。

ですので、民間委託ということ考えたときにも、調査を行う者にも非常に高いスキルが求められますことから、現状では、なかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に関しまして、御質問、御意見等がありましたら伺います。どうでしょうか。

松下臨時委員、よろしく申し上げます。

○松下臨時委員 よろしく申し上げます。

2点あるのですけれども、1点目はまず、兼務報告者の抽出を効率化の観点からできる限り行ってきたというところで、そのできる限りというのが、大体1,100という従来のそれがマックスだったというような理解でよろしいでしょうか、というのが1つ。要は頑張って重ねようとしても、1,100経営体というのが最大限というようなところの理解でいいかというのが1点目です。

2点目ですが、結局、抽出の手順を取りやめたとしても、兼務報告者がなくなるわけではなくて、自然発生的に両調査の回答が重なる部分というのがあるというような前提だったと思います。その場合、今までは兼務報告者を抽出していることで、兼務報告者に関しては、営農類型別経営調査も従来どおり、職員・調査員による他計調査として実施するというようなサポートがあったかと思うのですけれども、今後、自然に兼務報告者になった場合は、その取扱い、サポートがなくなってしまうのでしょうか。つまり、生産費調査に関しては他計調査ですけれども、営農類型別経営調査については自分で回答するというようなことで、自然に兼務になった方というのは、これまでの手順で抽出していたものと比べて、負担増になるという理解でよろしいでしょうかというのが、2点目でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。それでは、御回答よろしく申し上げます。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 まず1点目、従前の1,100、これがマックスという理解なのかという御質問でございますけれども、従前のやり方として、我々が、まずそれぞれの調査で無作為抽出してマッチングさせてということをやりますけれども、当然のことながら、その上で客体の方に両方お願いできないかということで、御理解を得られた方について行ってきたというのが、この数字でございますので、基本は今後も兼務をお願いする場合に、そういった御理解を得ながらという状況のある中で、更にこれより増えるということは、現状は想定をしておりません。

今後、営農類型の調査が原則郵送自計というふうになった中で、今後、営農類型の客体選定をし、そこで兼務という方が生じた場合の取扱いということでございますが、その場合につきましては、これは従前と同様に、私ども農政局の職員なり、専門調査員が生産費と営農類型と、そこを他計として調査をさせていただくという、そういった形を考えているところでございます。

○松下臨時委員 ありがとうございます。では、御負担自体は変わらない。そして、今はあえてお願いをされていて御協力いただいた方が約1,100ですけれども、もしかしたら今後は別途お願いして、いやもうこっちに答えているからとかというふうなお断りがあった方なども考えると、1,100よりは減るだろうという見込みということですかね、今のお話だと。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そうですね。少し、すみません、私のお答えも若干少し端折ってしまったところはあるかと思います。

やはり、そもそもこの営農類型の方の標本設計自体が、全くこれからということでございますので、そこで、総数としてそもそも客体数がどうなるのか。そういった更に先ですので、なかなか確たることを、正直なところ申し上げにくいところはあるのですけれども、どうしても今後は客体の方をお願いをするタイミングが、そもそもずれてしまいますので、

今までは生産費と営農類型と同じタイミングで選定をし、同じタイミングで両方よろしくという話をしていたわけですが、今後はどうしても一定期間ずれてしまう、後出し的にお願いするという形にもなりますから、そこはなかなか、どこまで本当にできるかというところは、全体の標本設計、客体数の中で、いろいろな調査実施者の負担なりも考える中で、少し考えていくというような、少しすみません、お答えになろうかと思えます。

○松下臨時委員 もう1点だけ。今までは、兼務報告の方をあえて選定して、これぐらいの数はお願しようねというような目標値を置いて実施されていたのですか。それとも、兼務報告の方というような母集団があって、その中で御協力が得られた方が自然発生的に1,100という感じだったというところですか。1,100というのが、何か目標値に基づいたものではなかったというところでしょうか。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 調査計画も含めて、目標として幾つにするということを何か考えていたというよりは、先ほど、そういったプロセスを経た結果としてそうなる。ある程度は当然想定しながら、当然いろいろな作業を行っているわけですが、目標として何か立てたというよりは、結果として決まってくるという性格のものだと考えています。

○松下臨時委員 理解いたしました。どうもありがとうございました。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。ほかにございますか。

二村委員、よろしく願いいたします。

○二村委員 御説明、ありがとうございました。少し松下臨時委員が聞かれたところと、少し1点重なるというか、もう一回、確認したいのですけれども、兼務報告を行う人たちというのを、今まではこちらで選定を行っていたのだけれども、これからはそのようなプロセスを経ないということですが、結果的に重複して報告をしなければならない方に関しては、今後も職員の方が両方対応するというところでよろしいのですねというのが、1点目です。

それから2点目として、そうなりますと重複をしないケースというのが増えてくるのかなと思いますから、民間委託が増えるというようなことでの理解でよろしいですね、その場合のコスト増というのも想定されていますか、というのが2点目です。

3点目として、今回のような選定手順の取りやめというものを行ったことによって、想定される変化がありますか。

以上、3点、お願いいたします。

○西郷部会長 よろしいですか。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 1点目が、兼務報告が今後もなくならないと。兼務報告になる方については、その調査を誰がやるのかというときというこの御質問だと思うのですが、それは我々の前提として置いておりますのは、農林水産省の職員、ないし専門調査員が兼務になった方については調査をさせていただくということで考えておるところでございます。

○二村委員 営農類型別の方も、サポート付きということですね、つまりは。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そうですね。そういったことを現

段階では想定をしているところでございます。

○二村委員 分かりました。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それから、兼務報告が減る、その結果として民間委託が増えていくという想定なのかという御質問だったと思うのですが、まず、少し繰り返すにはなってしまうのですが、営農類型別の調査自体を今後は標本設計を行っていく。そういった中で、全体のサンプルサイズも決まってくるということになりますので、なかなかその数字のベクトルに関して、断定的なことは少しまだ申し上げにくいタイミングではあるわけではございますけれども、我々は、営農類型別の調査については、今後は基本的にできる限り民間委託によって調査を行っていくと。前提として、背景事情として、なかなか我々の調査の体制がなかなか今後厳しいということもあった中でのそのような方向性で行っておりますので、そういった中で兼務から外れた方というのが、できる限り民間委託の方でお願いできればというように、基本的な考え方としては思っているところでございます。

一方で、全体のそもそも標本設計がどうなるのか。更には、民間事業者においても、当然、彼らの調査のキャパシティといったものもございまして、そこはそういったところとの兼ね合いも考えながら、我々の方で調査する場合の負担ということの兼ね合いも考えながら、考えていくということでございまして、できる限り民間の方にとすることは、我々の基本的なスタンスとしては思っているところでございます。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。二村委員。

○二村委員 ありがとうございます。すみません、少し聞こえていなかったのかもしれませんが、今回の変更によって何か想定される変化がありますかと。結果であるとか、もろもろ。特になしということでしょうか。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。調査結果ということに関していうと、特段何か懸念なりがあるところではございません。

○二村委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。ほかにございますか。大丈夫ですか。

むしろこれは、事務局の方から出していただいた質問なので、事務局がこれで回答したということになっているかということも確認したいと思いますけど、よろしいですか。

○川原総務省総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局でございます。営農類型別経営調査は、今後また申請が来るということでございまして、今のお話のより具体的なお話は、今後の諮問を待ってからというふうに理解をしております。

基本的には、自然に重なってくる部分については若干やむを得ない部分も、特に細かい階層で区切って、母集団の小さいところはどうしても重なる可能性が高いかない印象は持っておりますので、最終的な営農類型別経営調査については、また追ってということで、事務局としては考えているところでございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、主に兼務報告について確認事項があって、その事項が確認されたという形で整理をしたいと思います。

それでは、括弧の付いていない2の方ですけれども、調査票・調査事項の変更ということで、具体的には、調査票をA3の用紙からA4の大きさに変更するなど、レイアウトを全般的に見直すということもあるのですけれども、調査事項の一部についても同時に見直すということですので、まず、事務局から審査メモの御説明をしていただいて、それに対して、実施者の方から御回答いただくという手順を進めたいと思います。

それでは、まず審査メモの御説明をお願いいたします。

○松本総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付調査官 事務局でございます。資料2の7ページになります。調査票・調査事項の変更ということで、変更内容としては、調査票をA4に変更してレイアウトを全面的に見直すとともに、調査事項の一部を見直すということです。

これの審査状況でございますが、生産費調査は、1年間の労働時間や導入した肥料・農薬等の購入金額など詳細を多岐にわたって把握するものです。生産活動の進捗に応じた情報の整理などが必要となるため、調査票はこの対象期間前に配布すると。こうした調査の特性上、大半が職員・調査員が報告者を訪問して、逐一聞き取ったり、関係資料を閲覧して調査票に記入する、他計調査によって行われています。

その結果、職員・調査員の負担が非常に大きいということで、報告者にとって分かりやすく、記入しやすい調査票に見直して、自計の割合を少しでも向上させること。それから、今後、調査員を中心とした調査へ移行することが見込まれることから、経験の浅い調査員でも理解しやすい調査票に変更し、調査を持続可能なものにしていくことが課題になっています。

本件申請ではこれらを踏まえて、生産費調査の調査票をA3様式からA4に変更するなど、レイアウトを全面的に見直すとともに、調査事項を見直すということでございます。

具体的な変更内容を趣旨、内容ごとに整理すると、こちらの図表4となりますが、少しページをまたがって見づらと思いますので、この品目別の変更状況は別添2ということで、別添資料の方で説明いたします。

こちらの別添2でございますけれども、図表4に14点挙げていたのですけれども、この14点の変更事項と、それぞれの調査票の対応表というふうになっておりまして、全ての調査票に共通している変更事項、この表の横方向に見て、この黒丸が全部埋まっているところです。これは全てに共通するものですが、これが②から⑤、それから⑫から⑭の7点になります。

これに加えて、⑨から⑪が該当するものの代表として、米。それからさらに、①が該当するものの代表が小麦。米と小麦には出てこない変更点として、⑥から⑧というものがあるのですけれども、これに該当するのが牛乳というようになっていて、この3つの調査票を使えば、調査票の変更が実質的に網羅できるというように冒頭で申し上げていたのは、こういうことでございます。

続いて、具体的な変更内容につきまして、別添3の方で説明させていただきます。

まず、①でございますが、調査票を品目別に分割するという事で、麦類調査票と育成牛・肥育牛調査票を分割します。

それから、②から、レイアウト変更関係が続きます。この②というのが、自計を意識した分かりやすい調査票にするために、色使いや構成ですとかレイアウトを一新するというものでございます。これに伴って、調査票のページ数が変わるわけですが、こちらは別添4の方にまとめてございます。

こちらは、A3のときと比較した形の表になっています。単純にページ数だけを見ると、それぞれの品目によっても違うのですが、大体2倍から3倍ぐらいに膨らんでいるというところがございます。

続いて、また、別添3に戻っていただきまして、③です。記入欄の数を増やすというものです。このスライドの上段にあるのが、これまでの調査票ですが、これは米の調査票になりますけども、従来は最大6名まで記入できたというところですが、ただ、この6名で不足する場合は、調査票を増やして対応したというところですが、これを最大12名まで記入できるようにするというものでございます。

続いて④です。こちらは、該当の有無を尋ねる設問を追加というもので、こちらのスライドに映っている例ですが、例えば、雇用者の労働時間、これは当然ながら雇用者がいる場合に記載するものになりますので、ここが空欄だった場合に、雇用者がいなかったのか、それとも回答漏れなのかということの区別がつきにくいということで、そもそも雇用者がいるかどうかという、有無を尋ねる問いを追加するというものでございます。

ここでは、労働時間を例に挙げておりますけども、同じ趣旨で幾つか有無を尋ねる問を追加しております。

次のページに移りまして、⑤、こちらは回答区分ごとに回答欄を分離するというものです。例に挙げている米の調査票では、スライドの上の赤囲みのところ、ここに家族労働時間と2番目の雇用労働時間、これは一緒になった回答欄というようになっておりました。

1番目の家族労働時間に関しては、ゆいですとか、手間替受け、共同作業受けといった労働時間も、氏名欄の方にそういった作業ということで便宜上記載して、その労働時間も回答していただいていたました。これを、回答をしやすくするために回答欄をそれぞれ分けるという変更でございます。

続きまして、⑥です。こちらは、回答する区分を調査票に印字するというものでございます。例に挙がっているのは、牛乳調査票ですが、従来は酪農に関する1以外の作業というのが、調査票の記入項目にございまして、こちらで作業名のところも括弧書きに具体的に回答いただいていたました。

ここで書いていただく具体的な作業というのを、この赤の点線のところですが、一応、注意書きとしては書いていたものですが、何を報告すればいいのか分かりにくいということで、具体的な作業をあらかじめ印字することになってございます。

続きまして、⑦です。こちらは、不要な回答欄を削除しますということで、理論上、記載のあり得ない回答欄、そういったものがあつたので、これを今回は削除するというところがございます。こちらの右側に新調査票の例というところがあるのですが、回答が不要なところに斜線を引いています。

例えば、2番目の運動場というところですが、こちらの一番右側の列の③自給飼料

負担割合、これに関して、家畜の運動場として利用している土地に占める飼料栽培に利用している面積の割合ということになるのですが、運動場で飼料を栽培するということが想定されないため、回答は不要ということで斜線を引いているということでございます。

従来は他計調査ということでしたので、こういう理論上はないところも、職員・調査員が聞き取るという形で行っていたので、特段不具合はなかったのかもしれませんが、自計を意識した設計にしているということで、このように分かりやすくしているということかと思えます。

続きまして、⑧です。プレプリントの範囲の拡大というものでございます。こちらは牛乳調査票の例です。従来は、職員・調査員が報告者から聞き取り等を行いまして、飼養している対象畜を全て把握した上で、出産ですとか購入など、そういった異動があったものをプレプリントするという、2段階のやり方で行っていました。ただこれに関しては、報告者ですとか職員・調査員からは、もう最初から全ての対象畜をプレプリントした方がやりやすいということでして、今回、最初からプレプリントするというふうに変更するものでございます。

続きまして、⑨、把握単位の変更ということで、労働時間のところで、従来は氏名という形で記載していただいていたのですが、こちらは作業者というように変更します。こちらは回答いただく本人を特定できればいいので、氏名自体は個人情報の最たるものですので、氏名にこだわらず作業者という形で、具体的に想定しているのは、父ですとか、母、長男といった感じで回答いただくと、そのようなものでございます。

続いて、⑩です。こちらでも把握単位の変更ということで、生産数量の把握単位を、パーセンテージからキログラムに変更するというものでございます。こちらでは、販売用の稲わらを例に挙げておりますけれども、従来は全体の数量を100とした場合のそれぞれの割合を記入いただいております。ただ、生産費の算出のためには数量の情報も必要になるということで、職員・調査員が別途換算していたということでございます。これに関しては、最初から数量で把握した方が負担軽減になるということで、このように変更してございます。

続きまして、⑪です。こちらは、調査事項の簡素化ということで、把握区分を統合して合計だけ把握するというものです。例として米調査票を挙げておりますが、従来ですと主食用と加工用、区分出荷というそれぞれで分けて把握していたのですが、こちらは負担軽減のために全体の合計で把握すると、合計のみでの把握というように簡素化するというものでございます。

続いて、⑫です。必要性の低下した調査事項ですとか、生産費の評価に影響が出ない事項を削除するというものでございます。必要性の低下した事項として、米調査票における建物及び建築物の所有状況といったものを挙げているのですが、この中で、赤で囲っているところ、種類コード、構造コード、新古区分、そういったものがあるのですが、このようなものを削除します。

それから、生産費の評価に影響が出ない事項として、スライドの下段になりますけれども、経営の概況というところで、経営耕地というのを挙げていたのですが、それを削除す

るということでございます。

続いて、⑬です。こちらは、職員・調査員が把握していた情報について、回答欄を追加して自計化を促進するというものでございます。先ほども挙げた、建物及び建築物の所有状況というのを、今、スライドの方に挙げているのですが、こちらの右側の年内異動状況というところに、取壊しですとか売却といった異動に関するものをコード化して把握していたのですが、これらを状況区分という形で記入枠を付けて、こちらに該当するところにはマルを付けてもらうという形に変更するとともに、生産費を正確に評価するために必要となる部分取壊しをした面積割合、このようなものを新たに追加するというものでございます。

それから、最後の⑭です。こちらは、雇用労働時間の把握に関して、生産管理の区分を追加するというものでございます。技術習得ですとか、簿記記帳などの生産管理については、従来も調査票には入っていたのですが、雇用労働者に関しては対象外として、家族労働時間の方で把握しておりました。ただ、近年は雇用労働が高度化しているということで、こうした生産管理に関する労働時間というのも確認されていることから、実態を正確に把握するために追加するというものでございます。

また、審査メモの本文の方に戻っていただきまして、こちらのウのところになります。審査メモ、9ページです。

今回、変更されている変更のうち、調査票の分割、プレプリントの拡大、把握単位の変更、それから調査事項の変更のうち、⑬、こちらについては、職員・調査員の負担を軽減するとともに、報告者側の負担も併せて軽減させるものであり、実査上、特段の支障が想定されないことから、適当と考えます。

それから、⑭での調査事項の追加については、近年の農業における雇用労働の高度化を踏まえて実態を正確に把握しようとするものであることから、こちらも適当と考えます。

他方で、レイアウト変更のところ、それから調査事項の簡素化及び削除、こちらについては、変更の趣旨は理解いたしますが、この調査事項の見直しというのも調査全体で見れば限定的ということで、回答内容の詳細さというのは、基本的には変わっていないと。

結果として、調査票のページ数は増加しておりますし、職員の減少や、調査員の確保難によって、将来的な自計の拡大も視野に入れざるを得ない状況を踏まえると、これらの変更内容が、それに対応しているものかどうか、そういったことを確認するために全部で7つの論点を立てております。

すみません。論点もページをまたいでしまって申し訳ないのですが、全部で7つ立てているということで、説明は以上でございます。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。それでは、実施者の方から御回答いただきますけれども、おそらくこのまま進めますと、10分ないし15分ぐらいは延長ということになると思いますので、その点お含みおきください。

それでは、調査実施者の方からの御回答をよろしくお願いいたします。

**○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 資料3の6ページを御覧いただきたいと思います。論点を順次御説明させていただきます。

まず1点目、レイアウト変更によってページが増えると調査実施上の支障はないかというところでございますが、今回の申請では、調査票を全般にわたって大幅に見直しをしているわけでございますが、これは調査事務に従事をします職員・調査員からの要望も踏まえて、報告者に対する聞き取りのしやすさ、聞き取った内容の記入のしやすさなど、円滑に、効率的に調査を進めるために行うこととしております。

この変更に当たりましては、取扱いの容易さですとか、経験の浅い調査員でも見やすく、理解しやすく、また、報告者にとっても分かりやすい調査票とするという観点から、さらに民間事業者の見聞も活用しながら、片面A3をA4の冊子にするとか、設問や表の構成、色使いなどを一新する。更には、調査票の文字や記入枠を大きくするというところを行っておるところでございます。この結果、A3がA4になりましたので、見た目上、ページ数としては増加しているわけですがけれども、報告の対象となります調査事項、これも削減をしておりますし、調査票としての扱いやすさ、分かりやすさ等々は大きく向上しているというふうに捉えておまして、調査の実施におきます報告者、職員等の相互の負担軽減が図られていると考えておるところでございます。

続きまして、自計の割合を向上させるということが目的の1つだけけれども、将来的な更なる自計化をどう見込むかということでございますが、今回の調査票の見直しによりまして、報告者の分かりやすさ等の向上を通じて自計の割合の増加を図っていくこととしてございます。

しかしながら、この調査は経営全体で投入した費用のうち、調査対象品目の生産に要した部分を切り出す、そういった非常に難度の高い調査でございますので、更なる自計の拡大ということにつきましては、非常に高いハードルはあると思っております。いずれにしましても、まず今回の見直しの効果、これも確認をしながら、更なる報告者負担の軽減に向けた見直し等、これは、当然不断に取り組んでいく必要があると考えてございます。

続きまして、自計によるオンライン回答はどの程度かということでございますけれども、御説明申し上げましたとおり、この調査は大変難度の高い調査でございますので、現状、オンラインシステムを使って自計した電子調査票を報告している事例というのは、ほとんどございません。ただ、電子化した決算書類等、これを送っていただくということについて申し上げれば、これも数は本当に少ないのですけれども、令和6年の実績では、農産物生産費で0.7%、畜産物生産費で0.8%というもので、そういった対応をしていただいているというところでございます。

続きまして、プレプリントに関してでございます。まず、現状の調査体系におきましては、前年から調査を継続している報告者につきましては、通常、前年からの変動が少ないことが見込まれる資産の所有状況、所有地ですとか、借入れ地ですとか、建物、機械、このようなものですとか、あるいは、前年値が記入に当たっての参考となる品目、各品目の作付面積等でございますけれども、このようなものについては、あらかじめ調査票にプレプリントをしてございます。

また、畜産物の生産費におきましては、牛トレーサビリティ制度に基づきます、牛個体識別台帳データというのがございますので、ここに記録をされております牛の出生・死亡

等の異動情報を取得しまして、調査期間内の牛の取引情報をプレプリントしているということを、プレプリントとして行っているところでございます。

続きまして、プレプリントをこれまでどのように行ってきたのか。今後、方法が変わるのかということですが、システムを用いまして、前年の調査票の情報をプレプリントするという形で従前は行ってございまして、この方法は、今後も特段変更するというものではないかと考えております。

さらに、報告者負担軽減の観点からの更なる調査事項の簡素化、削除の可能性ということですが、今回、調査項目の削減、簡素化を行うに当たりましては、詳細にかなり長期の時間もかけて利活用部局、あるいは地方農政局等と調査項目の一つ一つについてそういった調整を行いまして、調査の目的である生産費の算定、利活用面からの必要性、一方で、調査に係る負担等を総合的に勘案した結果として、今回の見直し案を取りまとめているところでございます。

こうした調整の結果としての今回の見直し案でございますので、現時点で想定をしております、更なる項目削減等はございませんけれども、今後とも報告者の負担軽減、そういった観点には当然留意をしながら、調査内容等の必要な見直しを検討してまいりたいと考えております。

最後に、今回の調査項目の見直しで、経営耕地ですとか世帯員数ですとか、このような調査事項を削ることになるわけですが、これについてこれまでの利活用、さらに今後は必要ないと整理した理由についてでございますが、これらの土地あるいは労働力に関する調査事項につきましては、生産費を計算する上で、土地とか労働力というのは当然重要な要素でございますので、例えば、まず土地に関していうと、対象品目の生産に要した農地、それから倉庫の敷地、このようなものの面積ですとか、作付けた面積というのは、引き続き把握をしております。さらに、労働力に関して、対象品目の生産に要した作業別の労働時間、このようなものは、今後も把握をしているという形になってございます。

一方で、経営概況の経営耕地ですとか世帯員数、農業就業者数等、これらにつきましては、当然、農業経営上の重要な要素ではあるわけでございますけれども、対象品以外の品目の生産に係るものも含まれてございまして、本調査の本来の目的でございます生産費の算定、それ自体には用いていないというようなこと。更には、利活用部局がいろいろな経営分析等を行う際に用いられていたという実態も確認はしてございますけれども、一方で、これらの項目は悉皆調査でございます、農林業センサス等での把握もできているということでございますので、これらについては、当然、利活用部局と十分な協議を行った上で、本調査の調査項目としては、削除することとしたというところでございます。

以上でございます。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。大変多岐にわたるといえるか、資料の数が膨大ということで、細かいことについて全部議論するということは少しできないと思うのですが、今の御説明に関しまして、御意見、御質問等がございましたら、承りたいと思います。

松下臨時委員、よろしく願いいたします。

○松下臨時委員 また細かいところから伺ってしまうのですけれども、最後の土地と労働力に関しては、悉皆調査である農林業センサスで把握しているのか、あとは対象品目の生産に関わるもの以外も含まれているのかというようなところを御説明いただいたと思うのですけれども、この土地や労働力というのは規模というような観点で、農林業センサスの悉皆調査で、農林業センサスの母集団において、今回の回答サンプルがどの規模に属するものかというような、その回答サンプルの属性として把握しておく必要はないでしょうかというのが、1点目です。

もう1点は、私は調査票の設計や調査の実施も行っていただけで少し気になったのですが、氏名を作業者に換えることで、かえって分かりにくくなったりしないでしょうかというのが心配です。そちらも含めまして、そもそも回答者の方に、実際に少し御回答いただくような形で、分かりやすくなったのかとか、分かりにくくなったのかとかというような、実際の回答者に行っていただいて、フィードバックをいただく場を持たれたことはありますでしょうかというのが、少しお伺いしたい内容です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。御回答をよろしく申し上げます。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 まず1点目、土地なり労働力なり、今回項目を削減すると。正に今回、我々の調査で調査のサンプルの方が、そのような属性としてどういう状況かということでも把握しておく必要があるか、ないかということだと思います。様々な分析の仕方をしていくときに、そういったひも付いた形で、別途、センサスのデータということではなくて、調査客体、その人がどうなのかと。こういう生産コスト構造の人が、例えば、経営概況としてどうなのかと、経営耕地がどうなのかということではできればあった方がということ、率直に私どももそのように考えてございます。

ただ、なかなか少しお答えが、やはり従前と同じようなことを繰り返すことになってしまっているのですけれども、今、前提として、やはりできる限り調査項目を減らしていきたい。そういった中で、特に今回は生産費の算定、これが正に本来のこの調査の目的でございますから、当然、それはやらなきゃいけないのですけれども、それ以外のところは、当然これは利用する部局、それは交付金という意味ではなくて、いろいろなそういった経営分析をやるような部局とも当然議論をさせていただいた上ではあるのですけれども、そこは、今回、正直優先順位の問題として、全体の総合的な判断として削除させていただくという判断をさせていただいたということになるかと思えます。

○松下臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう1つです。作業者に変更するところでは、関係性で答えさせる、父とか母とかというのがあったと思うのですけれども、あれはかえって少し分かりにくいように思ったのですが、そもそもお答えいただいて分かりやすくなったとか、ならなかったとかっていうフィードバックをいただくみたいなのは、あったのでしょうかということです。

○西郷部会長 お願いします。

○吉江農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） 農林水産省の吉江と申します。よろしく申し上げます。

氏名を作業者に変えるという変更をいたしましたのは、先ほど、総務省からの御説明にもありましたとおり、個人情報の最たるものだということと、あとは、我々専門調査員が農家さんに伺って、ある程度、世帯員の構成とかが頭に入った上で、父、母、祖母、そういった形で書いてもらえれば、一定程度のことは、氏名ではなくても把握できるのかなと思っております。

あと実際に、試行的に実施してみて、そのフィードバックがあったかということですが、実際上は試行調査的なものはしておりませんが、実際に現場で調査を行っている調査員なり、職員なりからの意見を伺ってから、このような改正をしておりますので、問題ないのかなというようには認識しております。

以上でございます。

○松下臨時委員 ありがとうございます。

1点だけ。作業者の父とか母とかというのが、私の経験上、誰から見た父とか、誰から見た母とかというのが、すごく混乱しがちだったなど、過去に世帯調査などを実施したときに思いますので、何か「回答者から見た関係性」というように、注釈をしていただくのがよいかと思いました。すみません。細かいところですが、御回答ありがとうございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

小西臨時委員、よろしく申し上げます。

○小西臨時委員 もう12時を過ぎてしまったので、これから全部議論するというのではないと思うのですが、7点論点立てがあって、今までの議論だと、調査事務を行う方への負担の議論が多かったですが、客体負担にもダイレクトに影響があります。先ほど、松下臨時委員からもありましたけど、調査項目の聞き方も変わっているところなので、できれば1つずつ議論していただけるとありがたいなと思いました。

○西郷部会長 分かりました。ありがとうございます。そうですね。今日中に全部の論点について議論を尽くすというのは難しいと思いますので、一つ一つやりたいと思います。

ですので、本日は、調査実施者からの説明が終わったというところまでで一旦閉じさせていただいて、次回、質問を出していただくところから始めるということにしたいのですが、小西臨時委員、それでよろしいですか。

○小西臨時委員 大変助かります。松下臨時委員、すみません。もう一度、また質問していただくことになるのですが、よろしくお願いたします。

○松下臨時委員 同感でございます。本当にありがとうございます。

○小西臨時委員 ありがとうございます。

○松下臨時委員 助かります。

○小針専門委員 1点だけ少し確認をさせてください。

今回のこの調査票の見直しということに関して、どこまでの粒度というか、レベル感で議論し、コメントするのか、委員の立場で見るとかというのがすごく難しいなと思っております。それぞれの品目ごとに聞くことが全然違うということも含めて、この部会で、何をポイントに議論するのかを少し整理できておくと、次回のときに質問から入るのにスムーズ

ズかなと思ったので、少し言い方が難しいのですが。

○川原総務省総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局でございます。御指摘いただきありがとうございます。

まず、私どもの審査という過程で申し上げますと、基本的には調査事項の変更なり削除というのが、まずは確認の中心になりまして、レイアウトの変更と申しますか、レイアウトそのものは、じっくり見ていただいているところはあまりないのではありませんが、一方で、調査票でございますので、他計が中心とはいえ、やはり記入のしやすさなり、正確に回答できるかといったところも、やはり論点としてはあろうかと思えます。

本日、事務局の方から変更点については、一つ一つ御説明をさせていただきました。この内容については、おそらく次回の部会で御確認をいただくことになろうかと思っておりますけれども、まずはそれらの事項が中心になろうかと考えております。

あと全体として、少し紙の量が増えている部分とかは、何が正解かというのはないといえなければいけないところがございますので、その辺りは、もしお気づきの点があればコメントを頂戴できればと考えてございます。

若干、抽象的な御説明で恐縮ではございますが、次回は、少しその辺りが明確に整理できるように、事務局と、また農林水産省と少し調整をさせていただいて、次回はお示しさせていただきます。

以上でございます。

○小針専門委員 ありがとうございます。項目の変更が、どこまでを見て項目の変更のかなど。例えば、(1) くらいが大きいのか、その中のということも含めて少し。

○川原総務省総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 そうですね。基本的には、調査事項の追加ですので、完全に新しいことを聞くとか、あとは、今まで聞いてきたものをもう少し詳細にするとか、逆に統合するとかというのを、一応変更というふうに呼んではおるのですけれども、ある意味、今まで取っている調査事項から少し取り方を変える部分を、変更とは見ております。

そのような意味では、一応、全てが申請の対象ということにはなるわけでございますけれども、今も申し上げたとおり、結構分量も多いので、どこまで精緻に実施していただくかというのはあるのですが、一応、変更の審議のまないたとしては、その部分まで載っているというふうに御理解いただければと思います。

○小針専門委員 承知しました。ありがとうございます。

○西郷部会長 ほかにございますか。

私の司会進行が非常に滞りまして、大変申し訳ございません。先ほど申しましたように審議の方は、2番目の論点の説明、2番目というのは、調査票・調査事項の変更に関しての説明までが終わって、それに対する質疑応答の部分は、次回の部会で続行するという形にさせていただきたいと思っております。それまでに論点等をこちらでまとめるべきものがありましたら、メール等でこちらに御連絡いただくという形にさせていただければと思います。

今日、御審議いただいた結果に関しましては、直近の統計委員会で、私の方から連絡させていただきます。

あと、メール等で御意見いただく場合には、ショートノーティスで大変申し訳ないのですけれども、4月14日までに、事務局の方にメール等で寄せていただければ助かります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方から御連絡をお願いいたします。

○徳田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付主査 事務局でございます。御審議ありがとうございました。

今、部会長からお話がありましたとおり、次回の本調査に係る部会は5月11日月曜日を予定してございます。今回は、午後1時開始となりますが、今回と同様で実参加とウェブの併用による開催を予定しております。お忙しい中、お時間をいただき恐縮ですが、御参加のほど何とぞよろしくお願いいたします。

また、追加の御質問や、お気付きの点等がございましたら、部会長からお話がありましたけれども、4月14日火曜日までに、メールにより事務局まで御連絡をいただければと考えております。

また、本日の配布資料ですけれども、次回以降の部会でも資料として利用しますので、保管していただければと考えております。

最後に、本日の議事録につきましては、後日、事務局で作成した上で、別途メールで御照会させていただきますので、こちらにつきましても御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○西郷部会長 それでは、今日の部会はこれにて終了といたします。活発な議論をどうもありがとうございます。次回もどうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。